

平成 29 年度最低賃金

単位：円

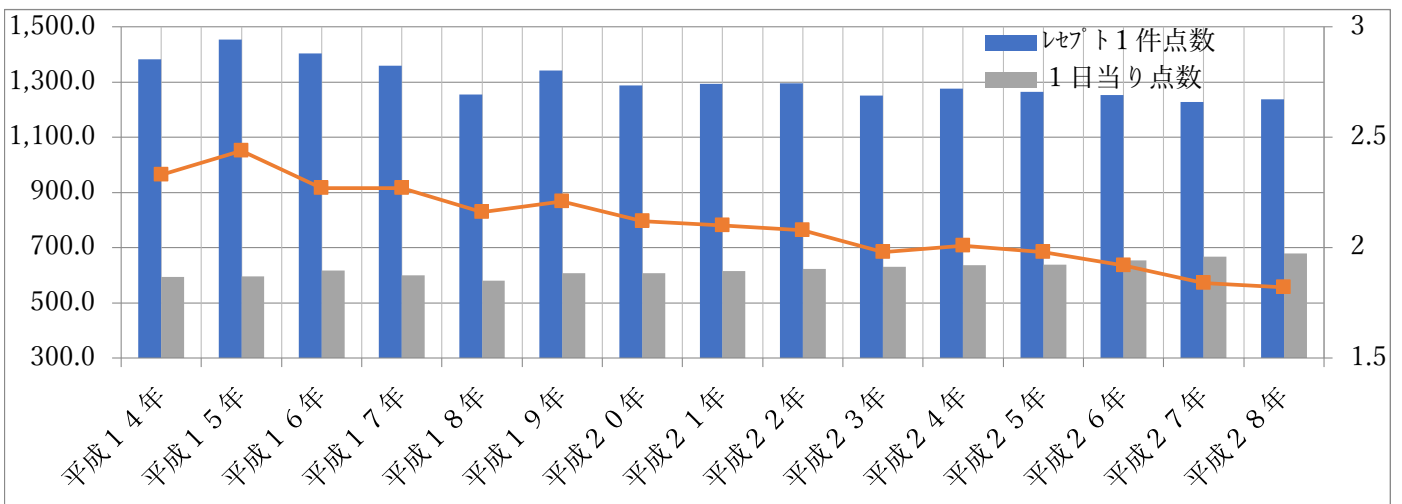
都道府県	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	前年比	増減率	月給換算額
青森	695	716	738	22	3.07%	129,888
岩手	695	716	738	22	3.07%	129,888
宮城	726	748	772	24	3.21%	135,872
秋田	695	716	738	22	3.07%	129,888
山形	696	717	739	22	3.07%	130,064
福島	705	726	748	22	3.03%	131,648
茨城	747	771	796	25	3.24%	140,096
栃木	751	775	800	25	3.23%	140,800
群馬	737	759	783	24	3.16%	137,808
埼玉	820	845	871	26	3.08%	153,296
千葉	817	842	868	26	3.09%	152,768
東京	907	932	958	26	2.79%	168,608
神奈川	905	930	956	26	2.80%	168,256
静岡	783	807	832	25	3.10%	146,432
全国加重平均額	798	823	848	25	3.04%	149,248

1. 月給換算額は月 176 時間として算定
2. 平成 29 年度の最低賃金の適用は平成 29 年 10 月 1 日

歯科会計

社会医療診療行為別統計（5年比較）

項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	5年前年比	比率
レセプト1件点数	1,277.1	1,265.4	1,253.2	1,228.0	1,237.9	△ 39.2	96.9%
回数	2.01	1.98	1.92	1.84	1.82	△ 0.19	90.5%
1日当り点数	636.5	639.0	653.7	667.1	680.0	43.5	106.8%
(1日当り点数内訳)							
初診・再診	78.7	79.3	85.7	86.5	87.4	8.7	111.1%
指導管理等	69.1	71.8	66.3	70.6	70.9	1.8	102.6%
在宅医療	16.7	13.3	15.4	17.4	18.7	2.0	112.0%
検査	38.9	40.4	42.1	43.9	45.1	6.2	115.9%
画像診断	24.2	25.0	25.7	27.2	28.0	3.8	115.7%
投薬	9.3	8.9	8.9	9.3	8.9	△ 0.4	95.7%
注射	0.1	0.1	0.1	0.6	0.6	0.5	600.0%
リハビリテーション	0.3	0.2	9.1	9.3	9.4	9.1	3133.3%
処置	115.0	119.9	120.3	124.1	130.1	15.1	113.1%
手術	18.1	19.8	19.0	18.6	18.8	0.7	103.9%
麻酔	1.6	1.7	1.5	1.9	2.0	0.4	125.0%
放射線治療	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	100.0%
歯冠修復及び欠損補綴	257.9	251.1	252.1	251.4	253.5	△ 4.4	98.3%
歯科矯正	0.5	1.1	1.5	1.1	1.1	0.6	220.0%
病理診断	0.3	0.5	0.4	0.4	0.5	0.2	166.7%
入院料等	4.2	4.4	4.2	4.6	4.8	0.6	114.3%



**1回点数は約7%増加しているのに、レセプト1件点数は約3%の減少
⇒月回数が約10%減少しているため、レセプト件数を増やすことが必要！**

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイント動画を解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧ください。



ドクター会計

小規模企業共済

今年も残り4か月余りとなりました。今回は今からでも間に合う個人診療所の先生向け節税対策として、小規模企業共済についてご案内いたします。小規模企業共済は節税と同時にリタイア後の生活資金準備にもなりますので、まだ加入されていらっしゃらない先生は、この機会にぜひご検討ください。

①概要

小規模企業共済制度は、個人事業者の方が事業をやめられたときなどの生活の備えとなるいわば「経営者の退職金」です。解約時にそれまで積み立ての掛金に応じた共済金を受け取ることができます。また、運営は国が全額出資している独立行政法人中小企業整備機構が行っており安心です。

②加入資格

医療業の場合、従業員5名以下の個人事業主が対象となります。

また、平成23年1月からは、「共同経営者」として個人事業主の配偶者も加入できます。

(医療法人の役員は加入対象外となっています。)

③掛金

掛金月額は1,000円から7万円までの範囲内(500円単位)で自由に選択できます。

(最高84万円)。また、払込方法は「月払い」、「半年払い」、「年払い」から選択できます。

④節税効果

《支払時》

掛金は全額所得控除となります。年内に84万円を年払い(前納)することも可能で、その場合、84万円全額を所得控除とすることができます。(所得1,000万円の場合、所得税・住民税合わせて367,000円の節税となります。)

なお、掛金を所得控除できるのは加入者本人のため、配偶者を共同経営者として加入した場合は、配偶者の所得控除となります。

《受取時》

共済金を受け取る際には、「一括受取」、「分割受取」、及び「一括受取と分割受取の併用」の3種類があります。「一括受取」の場合「退職所得」扱いになり、退職所得控除などのメリットを受けることができます。「分割受取」の場合は公的年金等の雑所得扱いとなります。

なお、個人事業の廃業、医療法人成り(共済金A)、老齢給付(共済金B)、任意解約等、請求事由により受取額は変わります。

⑤契約者貸付

納付した掛金の範囲内で事業資金等の貸付を受けることができます。

無担保・無保証で手続きが迅速なため、急な資金調達に便利です。

第17回安心会計カップゴルフ大会参加者募集中!

平成29年10月19日(木): 太平洋クラブ江南コース

医療承継

生命保険と契約形態ごとの課税関係

相続対策としてよく利用される生命保険ですが、契約の形態によっては受け取る死亡保険金が相続税の対象ではなく所得税・贈与税の対象となる可能性もあります。

契約の形態ごとの課税関係を以下に整理します。

<死亡保険金にかかる税金>

		保険料負担者		死亡保険金の受取人	税金の種類
		契約者	被保険者		
A	契約者（保険料負担者）と被保険者が同一	父	父	母	相続税
		父	父	子	
B	契約書（保険料負担者）と受取人が同一	母	父	母	所得税（一時所得）
		子	父	子	
C	契約者と被保険者と受取人が異なる	母	父	子	贈与税
		子	父	母	

●Aのケース

相続対策としてよく利用される生命保険であり、非課税枠を超えた部分が相続税の対象となります。なお、「500万円×法定相続人の数」だけ相続税の非課税枠があります（相続人3名だと1500万円まで非課税）。また、相続時に現金で支払われるため納税資金に利用できたり、遺族の生活保障となるなどのメリットがあります。

●Bのケース

保険料負担者と死亡保険金の受取人が同一だと死亡保険金は所得税（一時所得）の対象となります。保険料相当（例えば贈与税非課税枠内の年間100万円）の現金を父が子に贈与し、その資金で子はBのタイプの生命保険の保険料を支払うという対策が一般的に行われています。

●Cのケース

負担者、被保険者、受取人の3者が異なると死亡保険金は贈与税対象となり、多大な納税負担がでてくるため、このような形式になっている場合はすみやかにAやBの形式になるように契約形態の変更をされることをお勧めします。

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます

QRコードを読み取りご覧下さい

